

医政発0221第1号
令和2年2月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」の一部改正について（訂正通知）

「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」は、令和元年12月18日付け（医政発1218第7号厚生労働省医政局長通知）で一部改正の通知を発出しているが、改正内容に一部誤りがあったため、訂正したものを再度通知します。

貴職におかれては、訂正内容を御了知の上、事務の実施にあたっては遺漏なきようよろしくお願いいたします。

（訂正内容）

医師法施行規則第3条の3及び歯科医師法施行規則第3条の3に基づく届け出は厚生労働省に直接提出するものであるため、「第四 精神の機能の障害を有する状態となり業務の継続が著しく困難になったときの届け出について」を削除